広島県の区域	一八九九五円	一七〇円	一五一円	一三二円　一一三円
山口県の区域	一九六九八円	一七六円	一五七円	一三七円　一一八円
徳島県の区域	二〇一一〇一円	一八一円	一六一円	一四一円　一二一円
香川県の区域	一九六九八円	一七六円	一五七円	一三七円　一一八円
愛媛県の区域	一七九九〇円	一六一円	一四三円	一二五円　一〇七円
高知県の区域	二〇一一〇一円	一八一円	一六一円	一四一円　一二一円
福岡県の区域	二〇三一〇二円	一八三円	一六二円	一四二円　一二二円
佐賀県の区域	一九九一〇〇円	一七九円	一五九円	一三九円　一一九円
長崎県の区域	二〇一一〇一円	一八一円	一六一円	一四一円　一二一円
熊本県の区域	一九八九九円	一七八円	一五八円	一三九円　一一九円
大分県の区域	一九五九八円	一七六円	一五六円	一三七円　一一七円
宮崎県の区域	二〇九一〇五円	一八八円	一六七円	一四六円　一二五円
鹿児島県の区域	二〇八一〇四円	一八七円	一六六円	一四六円　一二五円
沖縄県の区域	一九八九九円	一七八円	一五八円	一三九円　一一九円

二　平成二十三年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

一七七円　一五九円　一四二円　一二四円　一〇六円　八九円

○農林水産省告示第六百八十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十条の三の三第二項及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十七条の八第二項の規定に基づき、特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一項中「（水稲については政府以外に売り渡す農作物（加工用に供するものを除く。）を政府に売り渡す農作物として取り扱うものとする。以下同じ。）」を削り、第四項中「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に改める。

附　則

この告示による改正後の特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則第一項の規定は、平成二十三年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六　号　宮城県亘理郡亘理町長瀞字堀ノ内一〇一番一から同町字泉ヶ入二九番三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市長走字下内沢国有林一四九林班$_{2}$は小班から同市長走字陣場三二七番一まで	前	一二・二〇～六四・〇〇メートル	一・一三二キロメートル
	後	二〇・六〇～九八・〇〇	一・一三二

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七　号　大館市長走字下内沢国有林一四九林班は$_{1}$小班から同市長走字下内沢国有林一四八林班れ$_{2}$小班まで　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

○東北地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年東北地方整備局告示第七十九号山形広域都市計画道路事業三・四・二十五号東原村木沢線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　変更なし